明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○除籍の一部が滅失した件（法務一二一）　一
○除籍が滅失した件（同一二二、一二三）　二
○戸籍が滅失した件（同一二四）　二
○日本国に帰化を許可する件（同一二五）　二
○認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件（国税庁九）　三
○平成二十二年産の秋植えばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、そば、たまねぎ、かぼちゃ及びホップ並びに平成二十三年産のさとうきびに適用する単位当たり共済金額の範囲等を定める件（農林水産四三四）　三
○地すべり防止区域を追加指定する件（同四三五）　四
○地すべり防止区域を指定する件（同四三五）　四
○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件（経済産業五〇）　五
○輸出貿易管理令第四条第二項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件（同五一）　五
○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第三十五条第三項において準用する第二十三条の規定により、登録養成機関から名称を変更する旨の届出があった件（同五二）　五
○特許庁以外の国際調査機関に対する手数料の納付のための口座及び調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件（特許庁二）　五
○高速自動車国道に関する件（国土交通一八九～一九三）　六
○船舶等型式承認規則第八条の規定に基づき、型式の変更を承認した件（同一九四）　六
○船舶安全法第六条ノ四第一項の規定に基づき、型式承認をした件（同一九五）　六
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛五二）　七
○海上における空対空射撃訓練を実施する件（同五三～五五）　七

〔国会事項〕

警察庁

〔人事異動〕　七

〔皇室事項〕　七

〔官庁報告〕

官庁事項

登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　八
登録海技免許講習の登録事項の変更に関する公示（同）　八
登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示（同）　八
登録操縦免許証更新講習の登録事項の変更に関する公示（同）　八
登録操縦免許証失効再交付講習の登録事項の変更に関する公示（同）　八
登録小型船舶教習所の登録に関する公示（九州運輸局）　八

労働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　八
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（同）　八

〔公告〕

諸事項

官庁
有権者申出方関係　九
裁判所
相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　九
地方公共団体
教育職員免許状失効・取消関係　三〇
会社その他

告示

○法務省告示第百二十一号

神戸市兵庫区役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十二年三月十五日

法務大臣　千葉　景子

神戸市兵庫区北仲町八番屋敷　西　廣吉

○法務省告示第百二十二号

愛媛県上浮穴郡久万高原町役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十二年四月十五日までに、同町長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、久万高原町役場又は松山地方法務局に照会すること。

平成二十二年三月十五日

法務大臣　千葉　景子

愛媛県上浮穴郡父二峰村大字父野川甲五百九十八番地

大野　久枝

○法務省告示第百二十三号

富山市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十二年四月十五日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。